

参考資料

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表第一（第七条関係）		別表第一（第七条関係）			
改	正	後	改	正	前
区	分	授業料の額（月額）	区	分	授業料の額（月額）
専門課程及び研究科	短期研修	二五、三〇〇円	専門課程及び研究科	短期研修	二四、一〇〇円
一般研修	特別研修	四、六〇〇円	一般研修	特別研修	四、六〇〇円
		七〇〇円			七〇〇円

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県条例第二十号

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例

（佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正）

第一条 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和五十六年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十四号。以下「政令」という。）第一条第一項第十六号に規定する交付金の交付

の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に要する資金及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金

（以下「基金」という。）を設置する。

第二条中「電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁・通商産業省告示第十号）」を「電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）」に改める。

第六条を次のように改める。

（処分）

第六条 基金は、政令第一条第一項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正）

第二条 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和五十七年佐賀県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「をいう。」の下に「又はこれに隣接する市町村」を加える。

第二条中「電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁・通商産業省告示第十号）」を「電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条（佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正）に係る新旧対照表

改	正	後	改	正	前
（設置） 第一条 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十四号。以下「政令」という。）第一条第一項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に要する資金及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公共用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金	（設置） 第一条 発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置又は当該地域内における医療施設若しくは社会福祉施				

となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に要する資金及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）
第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。
 （処分）
第六条 基金は、政令第一条第一項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公用施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（積立て）
第二条 基金として積み立てる額は、電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技术庁・通商産業省告示第十号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。
 （処分）
第六条 基金は、発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置又は当該地域内における医療施設若しくは社会福祉施設の整備若しくは運営その他の当該地域の住民の福祉の向上を図るための措置の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（積立て）
第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。

（積立て）
第一条 基金として積み立てる額は、電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技术庁・通商産業省告示第十号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。

第二条（佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付条例の一部改正）に係る新旧対照表

第一条 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設の周辺地域（当該

改 正 後

（設置）

改 正 前

（設置）

●佐賀県条例第二十一号
 佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十六年三月二十四日
 佐賀県知事 古川 康
 ように改正する。

第九条第四項中「入園料を入園の際に」を「普通入園料又は年間入園料を」に改める。

第一条 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設の周辺地域（当該

第二条（佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正）に係る新旧対照表

第一条 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設の周辺地域（当該

第二条（佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正）に係る新旧対照表

第一条 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設の周辺地域（当該

第一条 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設の周辺地域（当該

となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に要する資金及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公用施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）
第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。

（積立て）
第一条 基金として積み立てる額は、電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技术庁・通商産業省告示第十号）に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。

別表第五中

(金額)	
(一人につき)	

個人	団体
三百円	二十円
百四十円	

を

る者は、別表第五に掲げる額の普通入園料又は年間入園料を納付しなければならない。

5・6 略

る者は、別表第五に掲げる額の入園料を入園の際に納付しなければならない。

5・6 略

別表第五(第九条関係)

区分	
(一人につき)	
年間入園料 (一人一年間につき)	
個人	団体
四十円	二十円
二百円	百四十円
一千円	四百円

区分	
(一人につき)	
年間入園料 (一人一年間につき)	
個人	団体
四十円	二十円
二百円	百四十円
一千円	四百円

区分	
(一人につき)	
金額	
個人	団体
四十円	二十円
二百円	百四十円

「十人」を「三十人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	(使用料等)
第九条 略	4 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者

改 正 前	(使用料等)
第九条 略	2・3 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を(二)に公布する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する

条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「(市町村が定める都市計画に係る風致地区を除く。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項第二号中「変更」の下に「(以下「宅地の造成等」という。)」を加え、同項に次の二号を加える。

第二条第五項第十四号中「日本鉄道建設公團」を「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のた
い積

第二条第三項第七号及び第九号中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同項第十二号口中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号口に次のように加え、同号を同項第十四号とする。

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが一・五メートルを超えるもの

第二条第三項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、面積が十平方メー
トル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

十三 屋外の工事の区域における土石、廃棄物又は再生資源のたい積（当該工事に伴うたい積で、当該工事の施工期間内のものに限る。）

第二条第四項中「又は県の機関（公団等のうち規則で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を「、県、この条例により知事の権限に属する事務を処理することとされた市町村又は独立行政法人その他の法人のうち規則で定めるもの（以下この項において「国等」と総称する。）の機関」に、「当該国又は県」を「当該国等」に改め、同条第五項第五号を次のように改める。

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項に規定する業務（同項第二号口に掲げる施設に係る業務及び同項第四号に規定する業務を除く。）に係る行為（前号に規定する行為を除く。）

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴
育に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合においては、この限りでない。

口 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生

わないこと。

(1) 高さが二メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土（周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるものを除く。）

(2) 都市の風致の維持上特に極要な森林としてあらかじめ知事が指定したものとの伐採

二 一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第三条第六号中「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に改め、同条第七号中「埋めもどし」を「埋め戻し」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌^{ぼう}が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすそれが少ないこと。

第三条第九号中「変更後の色彩が変更の行なわれる」を「当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する」に、「調和する」を「著しく不調和でない」に改め、同条に次の一号を加える。

十 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積については、たい積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないこと。

第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

別表（第三条関係）

区 分	割 合
用途地域以外	三十パーセント

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成十六年五月一日から施行する。ただし、第二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定によりされた申請に係る許可の基準については、この条例による改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

附則の次に次の別表を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区（市町村が定める都市計画に係る風致地区を除く。以下同じ。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

(行為の制限)

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（佐賀市、唐津市又は浜玉町の区域における行為については、それぞれ佐賀市長、唐津市長又は浜玉町長。第七条を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならぬ。

一 略

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のたい積

3 2 略

三 前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、前二項の許可を受けることを要しない。

一〇六 略

七 面積が十平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

八 略

九 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七号の宅地の造成等と同程度のもの

十・十一 略

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（佐賀市、唐津市又は浜玉町の区域における行為については、それぞれ佐賀市長、唐津市長又は浜玉町長。第七条を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならぬ。

一 略

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のたい積

3 2 略

三 前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、前二項の許可を受けることを要しない。

一〇六 略

七 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

八 略

九 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七号の土地の形質の変更と同程度のもの

十・十一 略

十二 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

十三 屋外の工事の区域における土石、廃棄物又は再生資源のたい積（当該工事の施工期間内のものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 略

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(3) (1)・(2) 略
高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等

(5) (4) 略
土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(3)の宅地の造成等と同程度のもの

(7) (6) 略
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ 略
一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ 略
国、県、この条例により知事の権限に属する事務を処理することとされた市町村又は独立行政法人その他の法人のうち規則で定めるもの（以下この項において「国等」と総称する。）の機関が行う行為については、第一項及び第二項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとしたときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

イ 略

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(3) (1)・(2) 略
高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(5) (4) 略
土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(3)の土地の形質の変更と同程度のもの

(7) (6) 略
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ 略
一・五メートルを超えるもの

ハ・ニ 略

4 国又は県の機関（公団等のうち規則で定めるものを含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項及び第二項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

ハ・ニ 略
この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

かじめ、知事に協議しなければならない。

5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

一〇四 略

五 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条
第一項に規定する業務(同項第二号口に掲げる施設に係る業務及び同項目に規定する業務を除く。)に係る行為(前号に規定する行為を除く。)

六〇十三 略

十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理の建設を除く。)又は管理に係る行為(前号に規定する行為を除く。)

(許可の基準)
第三条 知事は、第二条第一項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同条第一項及び第二項の許可をするものとする。
一 建築物等の新築
イ 仮設の建築物等

(1) 略
(2) 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(1) 略
(2) 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

一〇四 略

五 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八十八号)第十八条第一項(同項第四号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)

六〇十三 略

十四 日本鉄道建設公団が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為(前号に規定する行為を除く。)

(許可の基準)
第三条 知事は、第二条第一項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条第一項及び第二項の許可をしてはならない。
一 建築物等の新築

(4) (3) 略
建築物にあつては、当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
(5) 建築物にあつては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であると

口 地下に設ける建築物等について
は、当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 建築物にあつては、当該建築物の高さが十五メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合には、この限りでない。

(2) 建築物にあつては、当該建築物の建ぺい率が十分の四以下であること。ただし、周辺の土地状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

は、この限りでない。

(4) (3) 略
建築物にあつては、当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 建築物にあつては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であると

口 地下に設ける建築物等について
は、当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 建築物にあつては、当該建築物の高さが十五メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行なわれることが確実と認められる場合には、この限りでない。

(2) 建築物にあつては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が十分の四以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

きは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われることが確実と認められるものであること。

二 建築物等の改築

イ 建築物にあつては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。

ロ 建築物にあつては、改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築

イ 仮設の建築物等

(1) 略

(2) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 略

(2) 建築物にあつては、増築後の建築物の建ぺい率が十分の四以下であること。第一号ハ(2)ただし書の規定は、この場合について準用する。

ときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行なわることが確実と認められるものであること。

二 建築物等の改築

イ 建築物にあつては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さをこえないこと。

ロ 建築物にあつては、改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築

イ 仮設の建築物等

(1) 略

(2) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ハ その他の建築物等

(1) 略

(2) 建築物にあつては、増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が十分の四以下であること。第一号ハ(2)ただし書の規定は、この場合について準用する。

ときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行なわることが確実と認められるものであること。

二 建築物等の改築

イ 建築物にあつては、増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築

イ 仮設の建築物等

(1) 略

(2) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける建築物等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 建築物等の移転

イ 略

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

五 宅地の造成等

イ 略

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

四 建築物等の移転

イ 略

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

五 宅地の造成等

イ 略

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行なわることが確実と認められるものであること。

二 建築物等の改築

イ 建築物にあつては、増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築

イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行なわれる土地の面積(規則で定めるところにより算定した面積をいう)の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合(当該宅地の造成等が行われる面積が三百平方メートル未満であり、かつ、土地の形状等により当該割合とすることが困難と認められる場合には、当該割合に二分の一を乗じて得た割合)以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる

こと。

イ 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行なうこと等により変更後の地貌が変更を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、変更を行なう土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

場合においては、この限りでない。
口 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) 高さが二メートルを超えるの

りを生ずる切土又は盛土(周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるもの除く)。

(2) 都市の風致の維持上特に極要な森林としてあらかじめ知事が指定したもののが伐採

り風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。かつ、採取を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないと認められること。

ハ 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

十 生資源のたい積については、たい積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認められること。

より風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。かつ、採取を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないと認められること。

ハ 水面の埋立て又は干拓については、水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致を著しく不調和とならないこと。

すおそれが少ないと認められること。

二 一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

六 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれがないこと。

七 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋め戻し又は植栽をすること等によ

第八条 第五条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金

(罰則)

第八条 第五条の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

別表（第三条関係）

用途地域	区分		割合
	二十パーセント	三十パーセント	

佐賀県自然の館設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十三号

佐賀県自然の館設置条例を廃止する条例

佐賀県自然の館設置条例（平成八年佐賀県条例第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十四号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成十六年四月から同年六月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の五十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年三月二十四日

●佐賀県条例第二十五号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和三十一年佐賀県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	一〇	統括本部に関すること。 経営支援本部に関すること。 出納局に関すること。 選挙管理委員会に関すること。 人事委員会に関すること。 公安委員会に関すること。 監査委員に関すること。 他の常任委員会に属しないこと。
文教厚生委員会	一一	教育委員会に関すること。 くらし環境本部に関すること。 健康福祉本部に関すること。
産業委員会	一〇	農林水産商工本部に関すること。 東部工業用水道に関すること。 地方労働委員会に関すること。 海区漁業調整委員会に関すること。 内水面漁場管理委員会に関すること。
県土整備委員会	一〇	県土づくり本部に関すること。 収用委員会に関すること。

附 則

（施行期日）
この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

（以下「旧条例」という。）の規定に基づく総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び土木水産委員会の委員、委員長又は副委員長である者（以下「旧委員等」という。）は、それぞれこの条例による改正後の佐賀県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び県土整備委員会の委員、委員長又は副委員長となるものとし、その任期は、旧委員等の残任期間とする。

この条例の施行の際旧条例に規定する総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び土木水産委員会に付託されている事件がある場合は、当該事件について、それぞれ新条例に規定する総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び県土整備委員会に付託されたものとみなす。ただし、次の表の上欄に掲げる旧条例に規定する常任委員会に付託されている事件であつてその所管がそれぞれ同表の下欄に掲げる新条例に規定する常任委員会の所管となるものについては、それぞれ同欄に掲げる新条例に規定する常任委員会に付託されたものとみなす。

総務委員会	文教厚生委員会
総務委員会	産業委員会
文教厚生委員会	県土整備委員会
産業委員会	県土整備委員会
産業委員会	文教厚生委員会
土木水産委員会	文教厚生委員会
土木水産委員会	産業委員会

参考資料 佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)		改正後		改正前	
第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。	
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
県土整備委員会	一〇	会員会 文教厚生委員会 産業委員会	会員会 文教厚生委員会 産業委員会	会員会 文教厚生委員会 産業委員会	会員会 文教厚生委員会 産業委員会
県土づくり本部に關すること。 収用委員会に關すること。	一〇	農林水産商工本部に關すること。 東部工業用水道に關すること。 地方労働委員会に關すること。 海区漁業調整委員会に關すること。 内水面漁場管理委員会に關すること。	農林水産商工本部に關すること。 東部工業用水道に關すること。 地方労働委員会に關すること。 海区漁業調整委員会に關すること。 内水面漁場管理委員会に關すること。	農政部（水産林務局を除く）に關すること。 経済部に關すること。 厚生部に關すること。	農政部（水産林務局を除く）に關すること。 経済部に關すること。 厚生部に關すること。
土木水産委員会	一〇	土木部に關すること。 収用委員会に關すること。 水産林務局に關すること。 海区漁業調整委員会に關すること。 内水面漁場管理委員会に關すること。	土木部に關すること。 収用委員会に關すること。 水産林務局に關すること。 海区漁業調整委員会に關すること。 内水面漁場管理委員会に關すること。	総務部に關すること。 企画部に關すること。 企画部に關すること。	総務部に關すること。 企画部に關すること。 企画部に關すること。